

空き家の解体を支援します

昭和村空き家解体補助金

▶ 問合せ・申請先 企画課広報統計係 ☎ 25-3442

村は、長い間放置された空き家の解体工事費の一部を補助します。なお、補助金の交付は対象者1人につき1回まで、交付決定前の着工は補助対象外となりますのでご注意ください。(令和8年度まで)



補助金額

補助金額 **最大50万円**

(補助対象工事に要する費用の1/2)

対象の空き家

※次の全てに該当

- ・村内にあり、個人が所有する空き家である。
- ・1年以上住んだり使われたりしていない。
- ・一戸建ての住宅か、併用住宅である。
- ・所有権以外の権利が設定されていない。
- ・公共事業による移転などの補償対象でない。
- ・不動産販売や貸付、駐車場経営などを業とするものが当該業のために行う解体でない。
- ・村が扱う他の同様の補助金を受けていない。

補助対象者

※次の全てに該当

- ・空き家の登記事項証明書に所有者として記載された方。(未登記の場合は固定資産課税台帳に登録された方)ただし、所有者が死亡している場合はその法定相続人。
- ・本人やその世帯全員が、村税などを滞納していない。
- ・空き家所有者と土地所有者が異なる場合は、解体について土地所有者全員の同意が得られている。
- ・村暴力団排除条例に規定する暴力団員などでない。

対象の工事

交付決定前の着工は対象外です

- ・空き家の全てを解体、撤去し更地にする工事。
- ・村内や利根沼田管内に本店か主要な事業所がある事業者が施工する工事。
- ・解体工事にかかる建設業法の許可、または建設リサイクル法の登録を受けた事業者が行う工事。

手続きの流れ

補助金を受けるには、様々な条件や提出していただく必要書類があります。まずは企画課広報統計係へご相談ください。

◎申請者が行います

補助金の交付を申請する

↓

交付決定が通知される

↓

解体工事に着手する

↓

解体工事が完了する

◎申請者が行います

完了実績報告を提出する

↓

補助金確定が通知される

◎申請者が行います

補助金を請求する

↓

補助金が振り込まれる

動物除けの電気柵の設置を補助

獣害防止柵等設置事業 ▶問合せ・申請先 産業課農政係 ☎25-3436

村は、農作物への被害を防止するための獣害防止柵(電気柵など)を購入し設置した農業者に補助金を交付します。

申請期限

令和7年3月31日(月) ※郵送の場合は当日消印有効

補助金額

電気柵などの購入費の1/2以内

補助の限度額 1世帯での設置 7万円
2世帯以上での設置 14万円

申請方法・申請先

申請書を村ホームページまたは役場産業課から取り寄せ、申請書類を添えて郵送か窓口にて提出してください。
〒379-1298 昭和村大字糸井388
昭和村役場産業課農政係



◆補助対象者(次の全てに該当)

- ①村民であり村内に農地がある農業者・団体
- ②暴力団や暴力団員でない
- ③宗教組織・団体でない
- ④村税などを滞納していない

◆申請書類

- ・昭和村獣害防止柵等設置事業補助金交付申請書
- ・電気柵などを購入した領収書
- ・電気柵などを設置した後の写真
- ・電気柵などを設置した場所の位置図
- ・申請者名義の通帳の写し

高齢者・障害者

住宅用火災警報器の設置を支援

高齢者等住宅用火災警報器設置支援事業 ▶問合せ・申請先 総務課防災安全係 ☎25-3451

村は、火災から生命・財産を守るために住宅用火災警報器を設置した高齢者の世帯や障害者がいる世帯を支援します。(令和8年度まで)

対象世帯(次のいずれか)

- ①70歳以上の方のみの世帯
 - ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳のいずれかの交付を受けた方がいる世帯
- ※①②いずれも住宅が持ち家である場合に限りです。

補助金額

住宅用火災報知器 1台あたり 11,000円まで
1世帯3台まで 33,000円まで



◆設置支援の流れ

- ①対象世帯の方などが村高齢者等住宅用火災警報器設置支援事業申請書を役場に提出する。
 - ②役場が申請の内容を審査し、結果が通知される。
 - ③支援が決定した場合は、住宅用火災警報器を設置し、完了したら役場に届ける。
- ※村は火災やその他災害に対して賠償責任を負いません。

令和6年度・令和7年度

後期高齢者医療の保険料率が決まりました

▶問合せ 住民課保険係 ☎25-3242

後期高齢者医療制度の保険料率は、高齢者の医療の確保に関する法律により2年に一度見直すこととされています。令和6・7年度の保険料率は、群馬県後期高齢者医療広域連合議会令和6年第1回定例会(2月13日開催)で議決されました。

◆保険料率の引き上げ

令和6・7年度は、団塊の世代の加入により被保険者数が増加し、保険料でまかなうべき割合が増えるため、保険料率は引き上げとなりました。

令和4・5年度措置

均等割額	45,700円
所得割率	8.89%

令和6・7年度

均等割額	49,100円
所得割率	10.07%

◆賦課限度額の改正

中間所得層の負担軽減を図るため、賦課限度額が引き上げとなりました。

令和4・5年度措置

賦課限度額	660,000円
-------	----------

令和6・7年度

賦課限度額	800,000円
-------	----------

◆所得が低い方に対する均等割額の軽減

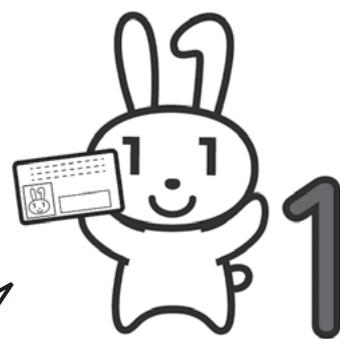
保険料率(均等割額)の変更に伴い、軽減後均等割額が変更になります。なお、軽減割合に変更はありません。
※「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」は、年金・給与所得者が2人以上の場合のみ計算します。詳細はお問合せください。

軽減割合	軽減該当条件 世帯主と世帯の被保険者全員の 軽減判定所得の合計額で判定	令和5年度措置 軽減後 均等割額	令和6年度 軽減後 均等割額
7割軽減	[43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)※]以下	13,710円	14,730円
5割軽減	[43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)※]+29万5千円×(世帯の被保険者数)以下	22,850円	24,550円
2割軽減	[43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)※]+54万5千円×(世帯の被保険者数)以下	36,560円	39,280円

マイナンバーカードに関するお知らせ

▶問合せ 住民課住民係 ☎25-3242

マイナンバーカードの申請後、受け取りが済んでない方へ、再交付通知書を順次送付しております。申請後まだ受け取られていない方は必要書類をご確認の上、早めに受け取りましょう！



必ず本人が受け取りを

マイナンバーカードは、本人を証明する公的な確認書類です。このため、厳格な本人確認を行ったうえで申請者本人に交付することが、法令などで決められています。必ず申請者本人が受け取りをお願いします。

役場の開庁時間に行けない場合

平日17時30分から19時までの間で、受け取りが可能な場合があります。あらかじめ電話での予約をお願いします。

必要な持ち物

- (再)交付通知書…はがき、またはA4用紙
- 通知カード……平成27年に届いた薄緑色のもの。紛失した場合は、住民係で紛失届を記入いただけます
- 本人確認書類…顔写真入りは1点(運転免許証など)、顔写真なしは2点(健康保険証、年金手帳、学生証など)
- (お持ちの方)住民基本台帳カード・古いマイナンバーカード

- ◆15歳未満の方は、親権者と一緒に役場にお越しください。
- ◆病気などやむを得ない理由で来庁が難しい場合はご相談ください。
- ◆交付通知書は再発行可能です。事前にお電話でお問合せください。

胃がん・大腸がん検診

▶ 問合せ 健康福祉課健康係 ☎ 25-3285

村は、胃がん(バリウム検査)・大腸がん検診を右の日程で実施します。対象となる人は必ず受診し、自分の健康を守りましょう。

- ◆対象者 40歳以上の人
(昭和60年4月1日以前に生まれた人)
- ◆受診料 無料
- ◆受診上の注意 ①検診前日の夜8時以降は水以外の摂取は控えてください。②検診当日はたばこを吸わないでください。③腹部を締め付けない服装で、下着類は金具のない無地のものを着用してください。④受診票は必ず記入してお持ちください。
- ◆その他 受診票および大腸がん検診容器がない場合はお問合せください。使わなかった容器は返却してください。(有効期限があります)

胃がん内視鏡検診を行います

50歳以上の偶数年齢の方へ通知しますので、受診を希望する方は健康福祉課で申請してください。電話での申請も可能です。なお、**村の集団胃がん検診(バリウム検査)とは併用できません。**

- ◆自己負担 2,000円(生活保護世帯は無料)
- ◆実施期間 令和6年6月1日～令和7年2月28日

実施日	場 所	
5月17日(金)	保健センター	(1)
5月23日(木)	永井住民センター	(2)
	地域活性化センター	(3)
6月12日(水)	大河原住民センター	(2)
	追分住民センター	(3)
7月27日(土)	保健センター	(1)
7月29日(月)	地域活性化センター	(1)
9月16日(月)	保健センター	(1)
12月7日(土)	地域活性化センター	(1)
12月9日(月)	保健センター	(1)

※受付時間について、(1)は午前8時30分～10時30分、(2)は午前8時00分～9時00分、(3)は午前10時00分～11時00分

犬の登録と狂犬病予防注射

▶ 問合せ 住民課保険係 ☎ 25-3242

狂犬病予防法の規定に基づき、令和6年度の犬の登録と狂犬病予防注射を実施します。生後3か月以上の犬を飼育されている方は、1年に1度、予防注射を受けさせていただきます。当日は必ずハガキ、愛犬パスポート、手数料を持参してください。

- ◆手数料 登録済みの場合 3,500円
新規登録の場合 6,700円
- ◆ご注意
 - ・釣り銭のいらぬようお金をご用意ください。
 - ・犬は、制御できる人が連れてきてください。
 - ・犬が亡くなっている場合は、ハガキを住民課まで返却してください。また、新たに犬を飼う場合は、新規の登録が必要となります。

5月23日(木)	
永井住民センター	(9:30～9:45)
入原住民センター	(9:55～10:10)
川額集落センター	(10:20～10:35)
地域活性化センター	(10:45～11:05)
三ツ谷住民センター	(11:15～11:30)
生越住民センター	(13:20～13:35)
旧農協貝野瀬支所	(13:45～14:05)
東小学校前	(14:15～14:30)
保健センター	(14:40～15:00)

5月24日(金)	
赤城原区民館	(9:30～9:45)
赤谷住民センター	(9:55～10:10)
追分住民センター	(10:20～10:35)
大河原住民センター	(10:45～11:00)